

議案第2号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

一般職の職員に係る期末手当の支給割合を引き下げるに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正するものである。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。